

県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営堂ヶ岱地区土地改良事業計画書（変更）の写し
- 2 縦覧期間 令和2年3月27日から同年4月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所 北秋田市花園町15番1号 北秋田市産業部農林課

---

県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営大沢地区土地改良事業計画書（変更）の写し
- 2 縦覧期間 令和2年3月27日から同年4月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所 北秋田市花園町15番1号 北秋田市産業部農林課